

香川県地域密着型サービス外部評価調査員養成研修指定事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、香川県地域密着型サービス外部評価機関選定要綱3の(1)の規定に基づき、研修機関の指定手続及び調査員養成研修項目等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象者

(1) 評価調査員養成研修

外部評価を実施する評価機関に属する者(予定を含む。)であって、今後評価調査員として従事しようとするもの。

(2) フォローアップ研修

外部評価を実施する評価機関に属する者であって、現に評価調査員として従事しているもの。

3 研修科目及び研修時間数等

評価調査員養成研修及びフォローアップ研修に係る研修科目及び研修時間数等については別添のとおりとする。

4 研修機関の指定要件

- (1) 評価調査員が所属する評価機関を運営する法人（以下「評価機関」という。）以外の法人であること。ただし、評価機関であって、研修を実施する部署と外部評価を実施する部署とが独立した関係にあるなど、研修の実施状況を客観的に確認できると知事が認める場合には、この限りではない。
- (2) 講師、会場等の研修体制及び事務処理体制が確保されていること。
- (3) 会計帳簿、決算書類等が整備されているとともに、適正な経理処理が行われていること。
- (4) 研修修了者名簿等を継続的に管理する体制が確保されていること。
- (5) 事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、職員及び職員であった者に対して十分な措置がなされていること。
- (6) 研修事務を毎年継続的に実施する能力があること。

5 指定研修機関の選定手続等

- (1) 指定研修機関の指定を受けようとする法人は、外部評価研修機関指定申請書（様式1）に次に掲げる書類を添付して知事に申請するものとする。
 - ① 申請者の定款、寄附行為及びその登記事項証明書等
 - ② 申請者の前年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録

- ③ 申請者の当該年度の事業計画書、収支予算書
- ④ 受講料その他研修の受講生から受領する金額（予定額）
- ⑤ 研修体制及び事務処理体制が確認できるもの
- ⑥ 個人情報保護体制が確認できるもの

(2) 知事は、申請内容を審査し、指定研修機関として適当と認められる場合は、外部評価研修機関指定通知書（様式2）にて通知を行う。

6 変更及び廃止の届出

- (1) 指定研修機関は、指定を受けた後に変更が生じたときは、すみやかにし外部評価指定研修機関変更届出書（様式3）に必要書類を添付して知事に届け出るものとする。
- (2) 指定研修機関は指定を受けた後に研修事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、外部評価指定研修機関廃止届出書（様式4）により廃止の理由を付して知事に届け出るものとする。

7 研修の実施

- (1) 指定研修機関は、以下について適切に行わなければならない。
 - ① 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした規程を定めること。
 - ア 研修事業の名称
 - イ 実施場所
 - ウ 研修期間
 - エ 研修課程
 - オ 講師氏名
 - カ 研修修了の認定方法
 - キ 受講資格
 - ク 受講手続き
 - ケ 受講料
 - ② 研修の受講状況等を把握し、保存すること。
 - ③ 事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持については、厳格に行うこと。
 - ④ 演習等において知り得た個人の秘密の保持について厳格に行うとともに、研修受講者に対しても、この点につき十分に留意するよう指導すること。
- (2) 指定研修機関は、評価機関又は新たに外部評価機関の選定を受けようとする法人からの依頼に基づき研修を実施するものとする。
- (3) 研修に要する費用は、前記(2)に掲げる法人が指定研修機関に直接支払うものとする。

8 修了証の交付等

- (1) 指定研修機関は、修了すべき課程のすべてを修了した者に限り、修了証書を交付するものとする。

(2) 指定研修機関は、知事に対し、研修終了後すみやかに、次に掲げる事項を記載した名簿を提出するものとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 研修の受講開始年月日及び修了年月日

(3) 指定研修機関は、知事に対し、研修終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した外部評価研修実績報告書（様式6）及びそれに係る添付書類を提出するものとする。

9 指定の取消

(1) 知事は、指定研修機関が、次のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

- ① 不正な手段により指定を受けたとき。
- ② 知事が、研修事務の適正な実施の確保のために、指定研修機関に対し行う必要な指示に反したとき。
- ③ 4の研修機関の指定要件を満たすことができなくなったと認められるとき。

(2) 前記(1)の指定の取り消しに当たっては、外部評価指定研修機関取消通知書（様式5）により通知しなければならないものとする。

10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式 1

年 月 日

香川県知事 様

法人所在地

法人名称

代表者氏名

電話番号

印

外部評価研修機関指定申請書

外部評価の研修機関として指定を受けたいので、香川県地域密着型サービス外部評価調査員養成研修機関指定事務取扱要領5の(1)に基づき、申請します。

記

添付書類

- 1 申請者の定款、寄附行為及びその登記事項証明書等
- 2 申請者の前年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録
- 3 申請者の当該年度の事業計画書、収支予算書
- 4 受講料その他研修の受講生から受領する金額（予定額）
- 5 研修体制及び事務処理体制が確認できるもの
- 6 個人情報保護体制が確認できるもの

様式2

第 号
年 月 日

法人所在地
法人名称
代表者

様

香川県知事 印

外部評価研修機関指定通知書

年 月 日付けで申請のあった研修機関の指定申請について、香川県地域密着型サービス外部評価調査員養成研修機関指定事務取扱要領5の(2)に基づき、次のとおり研修機関として指定します。

記

- 1 指定研修機関の名称
- 2 指定研修機関の住所
- 3 指定年月日

香川県知事 様

法人所在地
法人名称
代表者氏名
電話番号

印

外部評価指定研修機関変更届出書

指定研修機関の内容に変更がありましたので、香川県地域密着型サービス外部評価調査員養成研修機関指定事務取扱要領6の(1)に基づき、下記のとおり変更内容を届け出ます。

記

1 変更内容

変更前	変更後

2 変更年月日 年 月 日

3 変更理由

4 変更内容が確認できる書類

様式4

年 月 日

香川県知事 様

法人所在地

法人名称

代表者氏名

電話番号

印

外部評価指定研修機関廃止届出書

香川県地域密着型サービス外部評価調査員養成研修機関指定事務取扱要領6の(2)に基づき、次のとおり廃止したいので届け出ます。

記

1 廃止予定年月日 年 月 日

2 廃止理由

様式 5

年 月 日

法人所在地

法人名称

代表者

様

香川県知事 印

外部評価指定研修機関取消通知書

年 月 日付け 第 号にて指定した外部評価研修機関としての指定を、香川県地域密着型サービス外部評価調査員養成研修機関指定事務取扱要領 9 の(2)に基づき、取り消します。

記

- 1 指定研修機関の名称
- 2 指定研修機関の住所
- 3 取り消し年月日
- 4 取り消しの理由

香川県知事 様

法人所在地
法人名称
代表者氏名
電話番号

印

外部評価研修実績報告書

外部評価調査員養成研修について、下記のとおり実施しましたので、香川県外部評価調査員養成研修機関指定事務取扱要領8の(3)に基づき、次のとおり報告します。

記

1 研修の名称

2 研修開始年月日 年 月 日
研修修了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 研修日時及び課程
- (2) 研修を行った施設の名称及び所在地
- (3) 講師の氏名、経歴書、担当科目
- (4) 修了者人数
- (5) 募集案内、配布資料等受講対象者に提示した書類
- (6) 収支決算書

担当者氏名
電話番号

(別添)

1 評価調査員養成研修(標準カリキュラム)

講義	内容	時間
高齢者が地域で暮らし続けるための介護の理解	① 地域での高齢者の暮らし	講義 100 分 演習 20 分
	② 認知症をもたらす病気	
	③ 認知症の人の特徴とたどる経過	
	④ これからの高齢者及び認知症の人の介護	
認知症対応型共同生活介護の基本理解	① 歴史	講義 180 分 演習 60 分
	② 特徴と役割	
	③ 制度の理解	
	④ 現状と課題	
サービス評価の必要性と目的	① サービス評価の目的	講義 90 分 演習 30 分
	② サービス評価の位置付け	
	③ サービスの質の確認	
サービス評価の流れと手続き	① サービス評価の進め方	講義 200 分 演習 40 分
	② 評価項目の内容と理解	
	③ 訪問調査の具体的な手法	
訪問調査実習	① 実地訪問調査	訪問 330 分
	② 調査報告書記入演習	演習 150 分
実習を踏まえた調査方法、項目の理解	① 調査方法について	講義 150 分 演習 180 分
	② 評価項目の理解について	
	③ 報告書記入方法について	
研修のまとめ	研修修了後レポート作成	30 分
計		1560 分

2 フォローアップ研修(標準カリキュラム)

講義	内容	時間
外部評価制度の改正について	① 平成 27 年度の外部評価制度の改正について	講義 90 分
外部評価の課題整理	外部評価の今までの振り返り	演習 30 分
評価項目の内容、理解	① 評価項目の改定について	講義 90 分
	② 評価項目の内容	
評価調査員の力量向上に向けて	① 事業所との対話方法(ヒアリング演習)	演習 90 分
	② 外部評価票の記入方法(記述演習)	
研修のまとめ	筆記試験	30 分
計		330 分